

活動成果報告書

令和5年度（第27回）「チヨダ地域保健推進賞」

活動テーマ 大阪府茨木保健所における難病患者・慢性疾患児に対する災害対策の取り組み ～電源確保（充電ステーション）事業について～	
グループ名称・氏名（グループの場合は代表者名） 大阪府茨木保健所 地域保健課 代表者：村田 裕美	
勤務先：大阪府茨木保健所 所 属：地域保健課 母子・難病・地域ケアチーム 所在地：〒567-8585 大阪府茨木市大住町8-11 TEL：072-624-4668 FAX：072-623-6856	

◇活動方針

大阪府では「難病患者・慢性疾患児のための災害対応マニュアル」に基づき、災害時要援護者リスト(*)を作成し、災害時に職員が要援護者の安否確認等を行えるよう体制を整えている。昨今、集中豪雨や線状降水帯等による大雨の被害も増加しており、当保健所管内にも河川が氾濫すると広域に浸水する地域が含まれている。そのため、平時の備えとして、個人の情報を記載した災害時基本情報シートと災害時の手引きを要援護者に配布するとともに、管内市町の人工呼吸器用自家発電機又は外部バッテリー購入費助成について情報提供している。一部の要援護者は非常用電源を備えているが、その使用可能時間は6～9時間程度であり、長時間の停電時には命をつなぐために必要な電力が不足する可能性がある。また、災害時の避難の際は複数の医療機器を持ち出す必要があるが、移動手段と人手を直ちに確保することが難しく、被災状況によっては自宅に留まる事を希望する方も多い。そのため、非常用電源の確保が重要となることから、一部地域で停電等が発生し、医療機器の電源確保が必要となった際に、外部バッテリー等の充電場所を確保することを目的に、令和4年秋より電源確保（充電ステーション）事業を企画し、取り組みを開始した。

【*災害時要援護者；概ね1日中人工呼吸器を装着している患者、気管切開で吸引している患者、療養状況や電源を使用する医療機器の利用状況等から特に支援が必要と認められる患者等】

◇活動内容とその成果

（1）協力依頼先の選定

保健所事業を通して連携のある事業所等の中から、災害時に業務が逼迫する可能性のある業種を避け、ハザードマップを確認のうえ、管内事業所（販売業、製造業等）6社と職能団体3団体、公的機関1機関、他経済団体等2団体に依頼した。

（2）事前準備と訪問による協力依頼

所内で検討を重ね、事業依頼の経緯や発災時のスキーム、在宅人工呼吸器等を使用する難病児者の生活がイメージできる写真、契約時のチェックリスト、協定書、運用要領を準備した。また、要援護者

活動成果報告書

家族が、充電ステーションの入口がわかり、事業所等も地域・社会貢献として対外的にアピールできるように一目でわかるステッカーを作成した。それらを持参して事業説明を行い、事業所等が被災していないことを条件に、命をつなぐ医療機器を充電するためのコンセントの使用について依頼した。

(3) 事業所との協定締結、ステッカー配付

電源確保事業に賛同を得られた事業所と協定を締結し、ステッカーを配付した。

(4) 要援護者への事業説明と利用希望者の登録

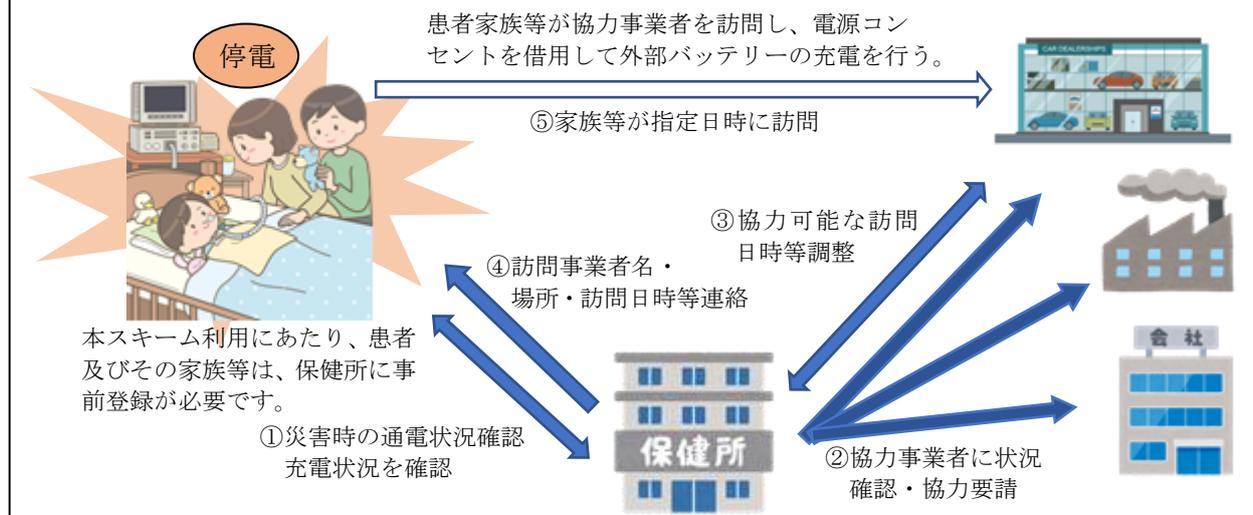
要援護者へ充電ステーションについて説明を行い、利用希望者の事前登録を実施。発災時には互いに混乱が生じることのないよう、保健所が要援護者と充電ステーションのつながりを行うこととした。

(5) 充電ステーションと要援護者のマッチング

登録者と充電ステーションをマッピングすることで地理的条件のマッチングを行い、災害時要援護者リストに、患者ひとりにつき充電ステーションを5か所ずつ明記した。

停電等の緊急時における難病患者等の電源確保に関する対応スキーム

- 1) 災害発生の探知。保健所は停電による人工呼吸器等の状況を確認
- 2) 患者は医療機関への搬送を基本とするが、医療機関搬送に時間を要する又は家族の希望で自宅待機を希望する場合には、保健所がバッテリー充電可能な協力事業所に連絡し受け入れ調整
- 3) 協力事業所が受け入れ可能であれば日時、訪問場所等の調整
- 4) 保健所が患者家族等に訪問事業所名や訪問日時を連絡
- 5) 患者家族等が協力事業所を訪問。充電完了時の受け渡しを調整



日頃から繋がりのある事業所等に直接対面で資料を用いて説明することで、事業趣旨の理解が得られ、令和5年12月現在、民間事業所8社、理容組合など2団体100か所、公的機関1か所と協定を締結できた。それらの事業所からは、「人命に関わることなのでぜひ協力したい」「事業所として社会貢献したい」と協力の理由が聞かれた。一方で、「責任を負えない」といった理由で協力が得られない事業所もあった。

また、充電ステーションのステッカーは、発災時に要援護者家族が外部バッテリーを充電に訪れる際の目印となる他、事業所にとっても社会貢献を対外的にアピールでき、有益だったと考える。要援護者および家族からは、「停電時コンセントを借りられるのは有難い」「安心材料になる」との声が聞かれている。

要援護者には
カードを配付



事業所には
ステッカーを配付

活動成果報告書

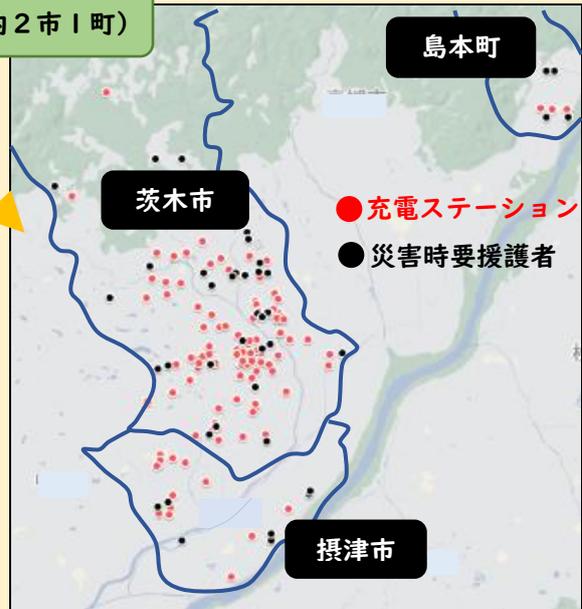
充電ステーションの確保 (茨木保健所管内2市1町)



充電ステーションは、要援護者宅との地理的バランスを考慮して確保しています。



©2014 大阪府もずやん



実際、事業所に貼付されたステッカー



◇今後の計画

都道府県としての災害行政対応に加え、独自の災害対策として大阪府茨木保健所が日頃から業務を通じてつながりのある管内事業所に協力を働きかけたことにより、地域に根差した充電ステーションの確保ができた。しかし、持ち出し可能な充電機器を持っていない方や、持ち出す人、移動手段がない方もおられ、充電ステーションの整備と共に、自助・共助の働きかけについても継続していく必要がある。

当保健所では、さらに共助の体制整備とし、令和5年6月から要援護者の避難受入れを地域支援機関(要配慮者避難施設等)に依頼する「災害時における難病児者の避難協力に関する事業」を展開している。賛同の得られた地域支援機関と協議を重ね、避難受入れに関する協定締結、要援護者と地域支援機関のマッチング、要援護者情報の共有、避難場所の見学、避難シミュレーション等、災害にむけた体制強化の取組みを進めている。

他にも、予測可能な風水害の場合、管内病院へ事前の避難入院を受入れてもらうよう働きかけたり、要援護者やその支援者が来院しての電源提供について協力いただけるよう呼び掛けたりしていくと共に、市町が進めている個別避難計画の作成にも参画し、公助の取組みも拡充しているところである。

今後も、市町関係機関に加え民間事業所等の地域支援者とも連携し、顔の見える関係を構築しながら在宅人工呼吸器等を使用する難病児者への災害対策として「誰ひとり取り残さない」をモットーに重層的な支援を進めていきたい。